

【原告が成人の場合】

## 委任契約書

依頼者（以下、「甲」という。）と、受任弁護士 松尾 明弘 及び受任弁護士 眞鍋 淳也（以下合わせて、「乙」という。）とは、以下のとおり委任契約を締結する。

### 第1条（事件の表示と受任の範囲）

甲は乙に対し下記事件（以下、「本件事件」という。）の処理を委任し、乙はこれを受任した。

#### ① 事件

株式会社ベネッセコーポレーションによる顧客情報流失により生じた損害賠償請求

#### ② 相手方

株式会社ベネッセコーポレーション、株式会社ベネッセホールディングス、株式会社シンフォーム

#### ③ 請求額

訴え提起時は、金 55,000 円（損害賠償金 5 万円＋弁護士費用金 5,000 円）

その後、訴訟の進行に応じ、請求の拡張を検討するものとする。

#### ④ 委任事項

1. 甲がする一切の行為を代理する権限
2. 調停、訴訟、非訟等法的手続の申立ておよび手続が係属した場合、法的手続に関する一切の件
3. 和解金等相手方から支払われる金員の受領及び各種資料等の受領
4. 復代理人の選任
5. その他、前各項に付随する一切の件

### 第2条（弁護士報酬、費用等・預り金）

甲及び乙は、本件事件に関する弁護士報酬及び費用につき、以下の金額及び算定方法につき合意した。

報酬金（費用含む）は、以下の通りに定める。

	条 件	報 酬 金
弁護士費用が裁判で認められなかった場合	—	獲得した経済的利益の額 ×15%（消費税別）
弁護士費用が裁判で認められた場合	認められた弁護士費用額 > 獲得した経済的利益の額 ×15%（消費税別）	認められた弁護士費用額
	認められた弁護士費用額 < 獲得した経済的利益の額 ×15%（消費税別）	獲得した経済的利益の額 ×15%（消費税別）

なお、報酬金の支払時期は、本件事件の処理が終了したときとする。

### 第3条（事件処理の中止等）

1. 甲が弁護士報酬または実費等の支払を遅滞したときは、乙は本件事件の処理に着手せず、またはその処理を中止することができる。
2. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

### 第4条（弁護士報酬の相殺等）

1. 甲が弁護士報酬または費用等を支払わないときは、乙は甲に対する金銭債務と相殺し、または本件事件に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないことができる。
2. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

### 第5条（契約の解除）

乙は、以下のいずれかの事由が生じたときは、本契約を解除することができる。

- ① 甲が、前記の弁護士報酬、費用等を約定どおり支払わず、かつ、乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これに応じなかったとき。
- ② 甲が乙に対し虚偽の事実を申告し又は事実を正当な理由なく告げなかったため、乙の事件処理に著しい不都合が生じたとき。

### 第6条（中途解約の場合の弁護士報酬の処理）

本委任契約に基づく事件の処理が、解任、辞任、または継続不能により途中で終了したときは、乙の処理の程度に応じて精算を行うこととし、処理の程度についての甲及び乙の協議結果に基づき、弁護士報酬の全部もしくは一部の返還または支払を行うものとする。

甲及び乙は、本委任契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を作成する。

平成  年  月  日 ←書類作成日を記入

甲（依頼者）

住所 〒 012-3456

東京都千代田区霞が関0-0-0

氏名 山田 太郎 ←成人原告本人の氏名

印

電話番号

03-1234-5678

連絡可能な電話番号（携帯電話等）

080-1234-5678

メールアドレス

taro.yamada@mail.address.jp

\* PC からのメールを受信できるアドレスを必ずご記入ください。アドレスの記載ない場合、委任契約書 PDF ファイル送信やその他メールでのご連絡はいたしません。TELでのご連絡は非常にお時間を頂戴することとなります。

乙（受任弁護士）

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町 1-19 梅村・明照ビル 3 階

松尾千代田法律事務所

電話 03-5209-0120 FAX 03-5209-0220

弁護士 松尾 明弘

印

〒107-0062

東京都港区南青山 2-11-11 ユニマツトハイダウェイ 5 階

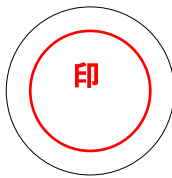
南青山 M's 法律会計事務所

電話 03-6459-2113 FAX 03-6459-2114

弁護士 眞鍋 淳也

印

【原告が成人の場合】



←捨印も押印ください

## 訴 訟 委 任 状

私は次の弁護士らを代理人と定め、下記の各事項を委任します。

弁 護 士 松 尾 明 弘 東京弁護士会所属  
住 所 〒101-0041  
東京都千代田区神田須田町 1-19 梅村・明照ビル 3 階  
松尾千代田法律事務所  
電 話 03-5209-0120 F A X 03-5209-0220

弁 護 士 眞 鍋 淳 也 東京弁護士会所属  
住 所 〒107-0062  
東京都港区南青山 2-11-11 ユニマツトハイダウェイ 5 階  
南青山 M's 法律会計事務所  
電 話 03-6459-2113 F A X 03-6459-2114

### 記

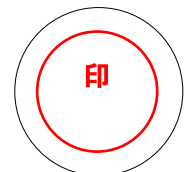
1. 事件及び相手方等の表示  
裁判所 東京地方裁判所  
事件名 損害賠償請求事件  
相手方 株式会社ベネッセコーポレーション，株式会社ベネッセホールディングス，株式会社シンフォーム
2. 管轄裁判所に対する訴訟提起その他手続き遂行に関する一切の件
3. 反訴の提起，和解，調停，請求の放棄認諾，訴訟参加，訴訟引き受けに基づく訴訟脱退，訴えの変更及び取下げ
4. 控訴，上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ
5. 復代理人の選任，支払請求及び弁済受領，供託及び供託の還付取戻，関係証拠収集
6. その他，上記各項に付随する一切の件

平成  年  月  日 ←書類作成日をご記入ください

〒 012-3456

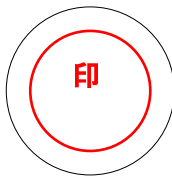
住 所 東京都千代田区霞が関0-0-0

委任者 山田 太郎 ←成人原告本人の氏名



\* ベネッセ登録時と現在とで氏名に変更がある方は、委任者欄に戸籍上の正しい氏名をご記入の上、氏名変更の事実が確認できる戸籍謄本をご提出ください。

【原告が成人の場合】



←捨印も押印ください

## 控 訴 委 任 状

私は次の弁護士らを代理人と定め、下記の各事項を委任します。

弁 護 士 松 尾 明 弘 東京弁護士会所属  
住 所 〒101-0041  
東京都千代田区神田須田町 1-19 梅村・明照ビル 3 階  
松尾千代田法律事務所  
電 話 03-5209-0120 F A X 03-5209-0220

弁 護 士 眞 鍋 淳 也 東京弁護士会所属  
住 所 〒107-0062  
東京都港区南青山 2-11-11 ユニマツトハイダウェイ 5 階  
南青山 M's 法律会計事務所  
電 話 03-6459-2113 F A X 03-6459-2114

### 記

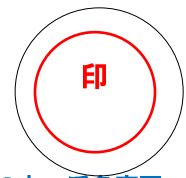
1. 事件及び相手方等の表示  
裁判所 東京高等裁判所  
事件名 損害賠償請求控訴事件  
相手方 株式会社ベネッセコーポレーション, 株式会社ベネッセホールディングス, 株式会社シンフォーム
2. 管轄裁判所に対する訴訟提起その他手続き遂行に関する一切の件
3. 反訴の提起, 和解, 調停, 請求の放棄認諾, 訴訟参加, 訴訟引き受けに基づく訴訟脱退, 訴えの変更及び取下げ
4. 控訴, 上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ
5. 復代理人の選任, 支払請求及び弁済受領, 供託及び供託の還付取戻, 関係証拠収集
6. その他, 上記各項に付随する一切の件

平成 ○○年 ○○月 ○○日 ←書類作成日をご記入ください

〒 012-3456

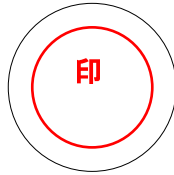
住 所 東京都千代田区霞が関0-0-0

委任者 山田 太郎 ←成人原告本人の氏名



\* ベネッセ登録時と現在とで氏名に変更がある方は、委任者欄に戸籍上の正しい氏名をご記入の上、氏名変更の事実が確認できる戸籍謄本をご提出ください。

【原告が成人の場合】



←捺印も押印ください

## 上 告 委 任 状

私は次の弁護士らを上告代理人と定め、下記の各事項を委任します。

弁 護 士 松 尾 明 弘 東京弁護士会所属  
住 所 〒101-0041  
東京都千代田区神田須田町 1-19 梅村・明照ビル 3 階  
松尾千代田法律事務所  
電 話 03-5209-0120 F A X 03-5209-0220

弁 護 士 眞 鍋 淳 也 東京弁護士会所属  
住 所 〒107-0062  
東京都港区南青山 2-11-11 ユニマツトハイダウェイ 5 階  
南青山 M's 法律会計事務所  
電 話 03-6459-2113 F A X 03-6459-2114

### 記

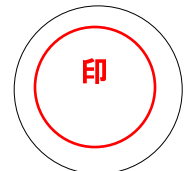
- 事件及び相手方等の表示  
裁判所 最高裁判所  
事件名 損害賠償請求上告事件, 損害賠償請求上告受理申立事件  
相手方 株式会社ベネッセコーポレーション, 株式会社ベネッセホールディングス, 株式会社シンフォーム,
- 管轄裁判所に対する訴訟提起その他手続き遂行に関する一切の件
- 反訴の提起, 和解, 調停, 請求の放棄認諾, 訴訟参加, 訴訟引き受けに基づく訴訟脱退, 訴えの変更及び取下げ
- 上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ
- 復代理人の選任, 支払請求及び弁済受領, 供託及び供託の還付取戻, 関係証拠収集
- その他, 上記各項に付随する一切の件

平成  年  月  日 ←書類作成日をご記入ください

〒 012-3456

住 所 東京都千代田区霞が関0-0-0

委任者 山田 太郎 ←成人原告本人の氏名



\* ベネッセ登録時と現在とで氏名に変更がある方は、委任者欄に戸籍上の正しい氏名をご記入の上、氏名変更の事実が確認できる戸籍謄本をご提出ください。

【原告が未成年者の場合】

## 委任契約書

依頼者（以下、「甲」という。）と、受任弁護士 松尾 明弘 及び受任弁護士 眞鍋 淳也（以下合わせて、「乙」という。）とは、以下のとおり委任契約を締結する。

### 第1条（事件の表示と受任の範囲）

甲は乙に対し下記事件（以下、「本件事件」という。）の処理を委任し、乙はこれを受任した。

#### ① 事件

株式会社ベネッセコーポレーションによる顧客情報流失により生じた損害賠償請求

#### ② 相手方

株式会社ベネッセコーポレーション、株式会社ベネッセホールディングス、株式会社シンフォーム

#### ③ 請求額

訴え提起時は、金 55,000 円（損害賠償金 5 万円＋弁護士費用金 5,000 円）

その後、訴訟の進行に応じて、請求の拡張を検討するものとする。

#### ④ 委任事項

1. 甲がする一切の行為を代理する権限
2. 調停、訴訟、非訟等法的手続の申立ておよび手続が係属した場合、法的手続に関する一切の件
3. 和解金等相手方から支払われる金員の受領及び各種資料等の受領
4. 復代理人の選任
5. その他、前各項に付随する一切の件

### 第2条（弁護士報酬、費用等・預り金）

甲及び乙は、本件事件に関する弁護士報酬及び費用につき、以下の金額及び算定方法につき合意した。

報酬金（費用含む）は、以下の通りに定める。

	条 件	報 酬 金
弁護士費用が裁判で認められなかった場合	—	獲得した経済的利益の額 ×15%（消費税別）
弁護士費用が裁判で認められた場合	認められた弁護士費用額 > 獲得した経済的利益の額 ×15%（消費税別）	認められた弁護士費用額
	認められた弁護士費用額 < 獲得した経済的利益の額 ×15%（消費税別）	獲得した経済的利益の額 ×15%（消費税別）

なお、報酬金の支払時期は、本件事件の処理が終了したときとする。

### 第3条（事件処理の中止等）

1. 甲が弁護士報酬または実費等の支払を遅滞したときは、乙は本件事件の処理に着手せず、またはその処理を中止することができる。
2. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

### 第4条（弁護士報酬の相殺等）

1. 甲が弁護士報酬または費用等を支払わないときは、乙は甲に対する金銭債務と相殺し、または本件事件に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないことができる。
2. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

### 第5条（契約の解除）

乙は、以下のいずれかの事由が生じたときは、本契約を解除することができる。

- ① 甲が、前記の弁護士報酬、費用等を約定どおり支払わず、かつ、乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これに応じなかったとき。
- ② 甲が乙に対し虚偽の事実を申告し又は事実を正当な理由なく告げなかったため、乙の事件処理に著しい不都合が生じたとき。

### 第6条（中途解約の場合の弁護士報酬の処理）

本委任契約に基づく事件の処理が、解任、辞任、または継続不能により途中で終了したときは、乙の処理の程度に応じて精算を行うこととし、処理の程度についての甲及び乙の協議結果に基づき、弁護士報酬の全部もしくは一部の返還または支払を行うものとする。

甲及び乙は、本委任契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を作成する。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ←書類作成日を記入

甲（依頼者）

\* 父母いずれかの単独親権の場合は、未成年者の氏名のほか、単独親権者おひとりの記名押印で結構です。

住所 〒 012-3456

東京都千代田区霞が関0-0-0

氏名 山田 小太郎 ←未成年者の氏名

親権者法定代理人父 山田 太郎

親権者法定代理人母 山田 花子

電話番号 03-1234-5678

連絡可能な電話番号（携帯電話等） 080-1234-5678

メールアドレス taro.yamada@mail.address.jp

\* PCからのメールを受信できるアドレスを必ずご記入ください。アドレスの記載ない場合、委任契約書PDFファイル送信やその他メールでのご連絡はいたしません。TELでのご連絡は非常にお時間を頂戴することとなります。

乙（受任弁護士）

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1-19 梅村・明照ビル3階

松尾千代田法律事務所

電話 03-5209-0120 FAX 03-5209-0220

弁護士 松尾 明弘

印

〒107-0062

東京都港区南青山2-11-11 ユニマツトハイダウェイ5階

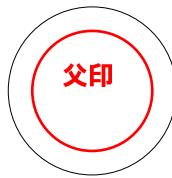
南青山M's法律会計事務所

電話 03-6459-2113 FAX 03-6459-2114

弁護士 眞鍋 淳也

印

**【原告が未成年者の場合】**



←捨印も押印ください

## 訴 訟 委 任 状

私は次の弁護士らを代理人と定め、下記の各事項を委任します。

弁 護 士 松 尾 明 弘 東京弁護士会所属  
住 所 〒101-0041  
東京都千代田区神田須田町 1-19 梅村・明照ビル 3 階  
松尾千代田法律事務所  
電 話 03-5209-0120 F A X 03-5209-0220

弁 護 士 眞 鍋 淳 也 東京弁護士会所属  
住 所 〒107-0062  
東京都港区南青山 2-11-11 ユニマツトハイダウェイ 5 階  
南青山 M's 法律会計事務所  
電 話 03-6459-2113 F A X 03-6459-2114

### 記

1. 事件及び相手方等の表示  
裁判所 東京地方裁判所  
事件名 損害賠償請求事件  
相手方 株式会社ベネッセコーポレーション, 株式会社ベネッセホールディングス, 株式会社シンフォーム
2. 管轄裁判所に対する訴訟提起その他手続き遂行に関する一切の件
3. 反訴の提起, 和解, 調停, 請求の放棄認諾, 訴訟参加, 訴訟引き受けに基づく訴訟脱退, 訴えの変更及び取下げ
4. 控訴, 上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ
5. 復代理人の選任, 支払請求及び弁済受領, 供託及び供託の還付取戻, 関係証拠収集
6. その他, 上記各項に付随する一切の件

平成 ○○年 ○○月 ○○日 ←書類作成日をご記入ください

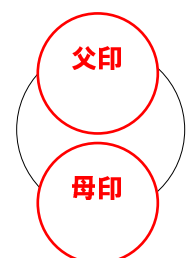
〒 012-3456

住 所 東京都千代田区霞が関0-0-0

山田 小太郎 ←未成年者の氏名

委任者 親権者法定代理人父 山田 太郎

親権者法定代理人母 山田 花子

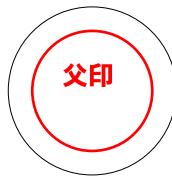


\*原告が未成年者の場合、委任者欄には未成年者の氏名をご記入のうえ、親権者法定代理人であるご両親2名様分のご記名・押印をお願いいたします。

\*父母いずれかの単独親権の場合は、未成年者の氏名のほか、単独親権者おひとりのご記名押印で結構です。

\*いずれの場合も、別途、親子関係がわかる戸籍謄本をご提出ください。

**【原告が未成年者の場合】**



←捨印も押印ください

## 控 訴 委 任 状

私は次の弁護士らを代理人と定め、下記の各事項を委任します。

弁 護 士 松 尾 明 弘 東京弁護士会所属  
住 所 〒101-0041  
東京都千代田区神田須田町 1-19 梅村・明照ビル 3 階  
松尾千代田法律事務所  
電 話 03-5209-0120 F A X 03-5209-0220

弁 護 士 眞 鍋 淳 也 東京弁護士会所属  
住 所 〒107-0062  
東京都港区南青山 2-11-11 ユニマツトハイダウェイ 5 階  
南青山 M's 法律会計事務所  
電 話 03-6459-2113 F A X 03-6459-2114

### 記

1. 事件及び相手方等の表示  
裁判所 東京高等裁判所  
事件名 損害賠償請求控訴事件  
相手方 株式会社ベネッセコーポレーション、株式会社ベネッセホールディングス、株式会社シンフォーム
2. 管轄裁判所に対する訴訟提起その他手続き遂行に関する一切の件
3. 反訴の提起、和解、調停、請求の放棄認諾、訴訟参加、訴訟引き受けに基づく訴訟脱退、訴えの変更及び取下げ
4. 控訴、上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ
5. 復代理人の選任、支払請求及び弁済受領、供託及び供託の還付取戻、関係証拠収集
6. その他、上記各項に付随する一切の件

平成 ○○年 ○○月 ○○日 ←書類作成日をご記入ください

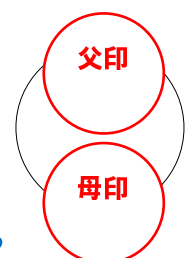
〒 012-3456

住 所 東京都千代田区霞が関0-0-0

山田 小太郎 ←未成年者の氏名

委任者 親権者法定代理人父 山田 太郎

親権者法定代理人母 山田 花子

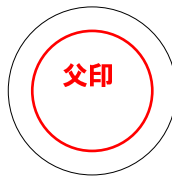


\*原告が未成年者の場合、委任者欄には未成年者の氏名をご記入のうえ、親権者法定代理人であるご両親2名様分のご記名・押印をお願いいたします。

\*父母いずれかの単独親権の場合は、未成年者の氏名のほか、単独親権者おひとりのご記名押印で結構です。

\*いずれの場合も、別途、親子関係がわかる戸籍謄本をご提出ください。

【原告が未成年者の場合】



←捨印も押印ください

## 上 告 委 任 状

私は次の弁護士らを上告代理人と定め、下記の各事項を委任します。

弁護士 松尾 明弘 東京弁護士会所属  
住 所 〒101-0041  
東京都千代田区神田須田町 1-19 梅村・明照ビル 3階  
松尾千代田法律事務所  
電 話 03-5209-0120 F A X 03-5209-0220

弁護士 眞鍋 淳也 東京弁護士会所属  
住 所 〒107-0062  
東京都港区南青山 2-11-11 ユニマツトハイダウェイ 5階  
南青山 M's 法律会計事務所  
電 話 03-6459-2113 F A X 03-6459-2114

### 記

1. 事件及び相手方等の表示  
裁判所 最高裁判所  
事件名 損害賠償請求上告事件、損害賠償請求上告受理申立事件  
相手方 株式会社ベネッセコーポレーション、株式会社ベネッセホールディングス、株式会社シンフォーム、
2. 管轄裁判所に対する訴訟提起その他手続き遂行に関する一切の件
3. 反訴の提起、和解、調停、請求の放棄認諾、訴訟参加、訴訟引き受けに基づく訴訟脱退、訴えの変更及び取下げ
4. 上告若しくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ
5. 復代理人の選任、支払請求及び弁済受領、供託及び供託の還付取戻、関係証拠収集
6. その他、上記各項に付随する一切の件

平成 ○○年 ○○月 ○○日 ←書類作成日をご記入ください

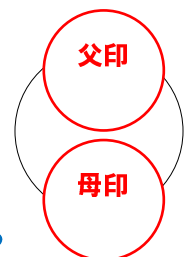
〒 012-3456

住 所 東京都千代田区霞が関0-0-0

山田 小太郎 ←未成年者の氏名

委任者 親権者法定代理人父 山田 太郎

親権者法定代理人母 山田 花子



\*原告が未成年者の場合、委任者欄には未成年者の氏名をご記入のうえ、親権者法定代理人であるご両親2名様分のご記名・押印をお願いいたします。

\*父母いずれかの単独親権の場合は、未成年者の氏名のほか、単独親権者おひとりのご記名押印で結構です。

\*いずれの場合も、別途、親子関係がわかる戸籍謄本をご提出ください。